
■ はじめに

はじめに

1 総社市教育振興基本計画策定の趣旨

平成18年12月、教育基本法が約60年ぶりに改正されました。

旧教育基本法が制定されてから今日までの間、生活は豊かになり、教育水準も向上する一方で、都市化や少子高齢化の進展などによって、教育を取り巻く環境は大きく変わりました。近年、子どもたちの学ぶ意欲やモラルの低下、家庭や地域の教育力の低下も指摘されています。

こうした状況の中、教育の根本・原点にさかのぼった改革が求められるようになり、今後の日本の将来に向かって、新しい時代の教育の基本理念を明確に示し、国民全体で教育改革を進め、我が国の未来を切り開いていく教育を実現するため、教育基本法が改正されたわけです。

教育基本法第17条第2項では、地方公共団体においても、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定しています。

総社市では、第1次総社市総合計画において、本市の将来都市像を「地域・文化・自然が支える心豊かな生活交流都市」としています。総社市教育委員会では、これに基づき、歴史や風土の中で育まれてきた吉備文化と密接にかかわりあいながら地域と協働で、「生きる力の育成」「学ぶ意欲と人権尊重の社会の構築」「ゆとりと生きがいの創造」をめざし、人づくりやまちづくりに努めることを基本に、毎年、教育行政の基本方針を定めて、それぞれの分野でさまざまな施策を展開してきました。

そしてここに、現在の取組を検証した上で、さらに本市の実態を踏まえた教育の中期計画である総社市教育振興基本計画を策定することにしました。今後は、この基本計画に基づき、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を担いつつ、互いに連携して本市の未来を輝くものにする人づくりのため、社会全体で学び育む教育環境の整備・充実に取り組む教育行政をいっそう推進していきます。

※ 本誌では、総社市教育振興基本計画を、以下「基本計画」と称します。

〈教育基本法〉

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し^{*}、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※ 「参酌」＝照らし合わせて参考にすること

2 基本計画の位置付け

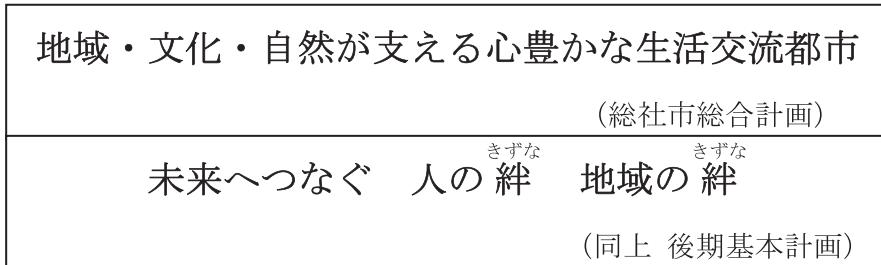
- (1) 総社市の教育が目指す理念を、おおむね10年先を見通して設定し、この理念を踏まえ、今後5年間に取り組む本市教育の施策の方向性を示します。
- (2) 『総社市民憲章』を基本理念に、『総社市総合計画』をはじめとして、総社市、総社市教育委員会が策定する他の計画と整合した、教育行政分野における基本計画とします。

第1章で本市の教育を取り巻く環境や、教育をめぐる現状と課題を分析整理し、それらを踏まえて、第2章で今後10年間を通じてめざすべき姿と教育の基本構想を設定、そして、第3章で今後5年間に取り組む施策の方向性と主な取組を示します。

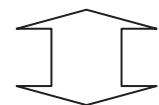
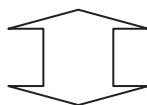
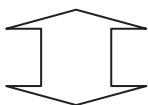
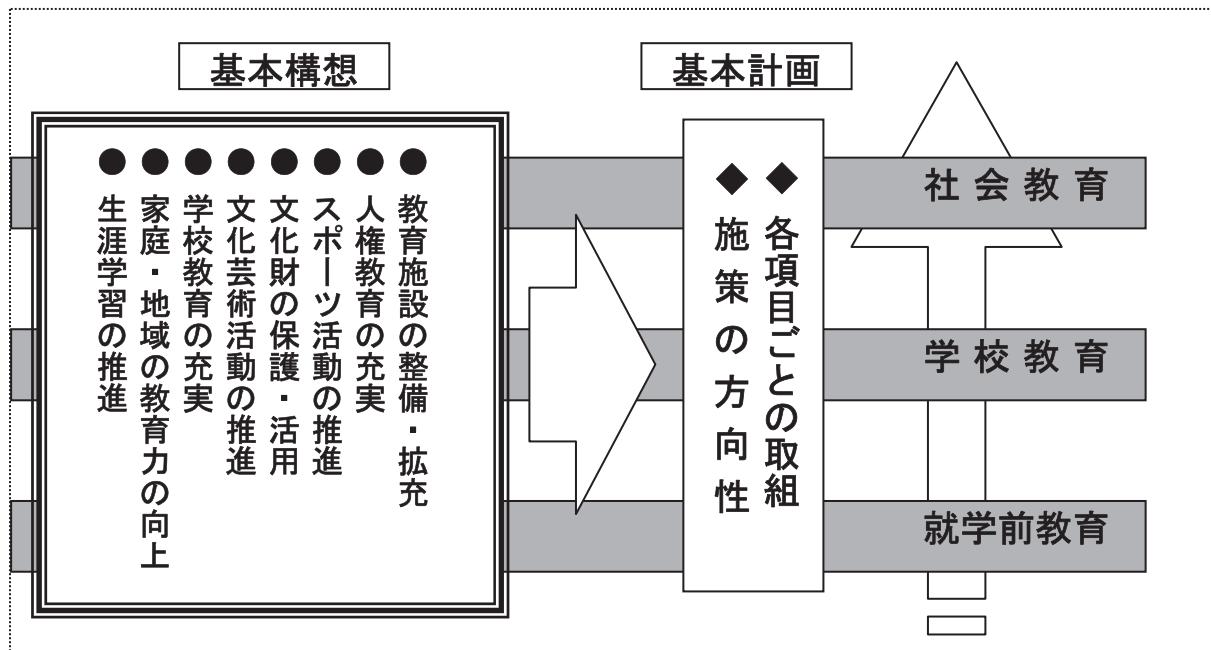
これらの構想と施策によって教育行政を推進、本市がめざす『地域・文化・自然が支える心豊かな生活交流都市』(第1次総社市総合計画)づくりに寄与します。

3 基本計画・施策の期間

平成23年度から10年先を見通した『基本構想』に基づき、平成27年度までの5年間の『基本施策』を定めます。



郷土を愛し 夢に向かって共に伸びる人づくり
(総社市教育振興基本計画 本書)



家庭

学校

地域

総社市民憲章の理念

図 1 基本計画の位置付け